

令和3年8月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年8月25日(水) 13:30~14:35

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(17名)

農業委員

農地利用最適化推進委員

1番	柳本 進	20番	向山 清彦
2番	菊島 博文	21番	石川 豊
3番	横内 知恵美	22番	横森 隆次
4番	保坂 耕(欠席)	23番	横森 孝徳
5番	小澤 和茂	24番	小泉 泰夫
6番	保阪 幸彦	25番	田中 武久
7番	上野 公	26番	石合 榮之
8番	古屋 一光	27番	山本 弘行
9番	河西 孝雄	28番	加賀爪 悦夫
10番	佐藤 安茂	29番	駒井 正一
11番	小澤 辰雄	30番	笹本 勝造(欠席)
12番	小田切 悦男	31番	切刀 茂樹
13番	久保田 豊一	32番	土橋 明
14番	矢崎 良夫	33番	堀川 喜美雄
15番	野田 源一郎		
16番	小澤 洋行		
17番	堀川 茂憲		
18番	浅川 節子		
19番	新奥 長生(欠席)		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	4件
議案第2号	農地法第5条の規定による申請の承認について	8件
議案第3号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	2件
報告第1号	農地法第3条第3項の規定による届出について	2件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：東條 匡志

書記：小倉 利仁・越石 早織

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和3年8月 韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中17名で、定足数に達しております。

次に、韮崎市農業委員会、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、8番 古屋委員、9番 河西委員をお願いいたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	4件	7,264 m ²
議案第2号	農地法第5条の規定による申請の承認について	8件	2,960.36 m ²
議案第3号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の承認について	2件	13,154 m ²
報告第1号	農地法第3条第3項の規定による届出について	2件	10,016 m ²
合計		16件	33,394.36 m ²

となります。

次に、会務報告ですが、8月10日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が対応いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。

本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族その配偶者に関する事項についてその議事に参与することができない。」とされてお

ります。

申請番号4番について、功刀委員に関する案件でありますので、議案第1号が終了するまで、退席をお願いします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、営農型太陽光発電施設の設置を目的とした地上権の設定に関するものが2件、所有権の移転に関するものが2件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農型太陽光発電施設設置による地上権設定の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農型太陽光発電施設設置による地上権設定の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きによる所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

<古屋委員>

申請番号1番と2番について、この申請は太陽光発電施設を設置するということですか？

<事務局>

この申請につきましては、農地法第3条の申請で太陽光発電施設設置に伴う地上権の設定を行い、農地法第5条の申請で太陽光発電施設の支柱部分の一時転用許可を受けるものであります。

<古屋委員>

申請番号2番について、営農作物が柚子、許可期間が3年とありますが、許可期間3年で柚子の栽培ができるのでしょうか？

<事務局>

一般の方が営農型太陽光発電施設の許可を得る場合、3年間の一時転用許可となり、3年後に再度申請を行うことで、最長20年間使用できることとなっております。

<柳本会長>

申請番号2番について、営農作物の柚子を太陽光発電施設のどこに植えるのですか？

<事務局>

太陽光パネルを地上から2mくらいのところに設置するので、その太陽光パネルの下に営農作物を植え、太陽光パネルの下で農業者は作業を行います。

<古屋委員>

申請番号2番について、営農作物の柚子を太陽光パネルの下で栽培するところですが、太陽があまり当たらないように思いますが、きちんと育つのでしょうか？

<事務局>

太陽光パネルの間から太陽光が漏れてくることで育成できます。柚子が育成できる遮光率が決められておりますので、その遮光率を確保できれば育成できます。

<古屋委員>

太陽光発電設備下の営農による作物が育成されているかどうか、許可後に確認するのですか？

<事務局>

営農状況につきましては、事務局が確認を行うほかに、農地利用状況調査の際に地区の委員にも確認をお願いしております。また、1年に1回、県へ成育状況や収穫量等について報告をすることが義務付けられており、農業委員会を経由して県へ報告をしております。成育状況が悪い状況や収穫量が少ない年が何年か続きますと、県からの指導対象となり、指導がされます。

<横森（孝）委員>

営農型太陽光発電施設下で営農することが認められている作物やその作物がどのくらいの太陽光が必要になるということがどこかに記載がありますか？

<事務局>

太陽光発電に関する研究施設や団体があり、栽培する作物に対する遮光率が掲載された一覧表を示しています。申請者は、その一覧表に合致する作物を栽培するように営農計画を立てています。

<横森（孝）委員>

その一覧表はどこが発行していますか？

<事務局>

太陽光発電に関する研究施設や団体がインターネットで一覧表を公表しています。

<横森（孝）委員>

太陽光発電に関する研究施設や団体が公表している一覧表に記載されている作物で適合しており、周辺農地に影響がなければ、基本的には申請に対して許可ができるということでしょうか？

<事務局>

既設の農業者の営農に支障がなければ、許可されます。

<議長>

その他に質疑がありますか。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から4番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の2ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、8件となっております。

申請番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明) 申請地は上ノ山外輪原、営農型太陽光発電施設設置に伴う支柱部分の申請であります。

申請番号2番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明) 申請地は藤井町南下條水無、宅地分譲のための申請であります。

申請番号3番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明) 申請地は穴山町上本田、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号4番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明) 申請地は穴山町稲倉、営農型太陽光発電施設設置に伴う支柱部分の申請であります。

申請番号5番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明) 申請地は神山町鍋山上小路、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号6番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明) 申請地は旭町上條北割久保屋、業務用地敷地拡張のための申請であります。

申請番号7番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明) 申請地は旭町上條北割桜木、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号8番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明) 申請地は旭町上條中割山田、太陽光発電施設設置のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：柳本会長
申請番号2番：保坂（幸）委員
申請番号3番・4番：石合委員
申請番号5番：駒井委員
申請番号6番：事務局（笹本委員欠席のため）
申請番号7番・8番：久保田委員
（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<古屋委員>

申請番号8番について、太陽光発電施設設置の申請ですが、太陽光発電施設設置に関して景観等の配慮がありますか？

<事務局>

韮崎市景観条例に基づいております。通常であれば1,000㎡以上、七里岩台上・穂坂台上・神山町については500㎡以上については、太陽光パネルの色を茶色や灰色等の目立たないものにする等、韮崎市景観条例に基づいて配慮しております。

<古屋委員>

韮崎市景観条例に基づいて景観の配慮をしているとのことですが、元々が農地であるため、樹木で囲む等したほうがいいのではないですか？

<事務局>

太陽光発電施設については、フェンスで囲むこととなっているが、営農型太陽光発電施設については、施設下で営農を行っていかねばならないため、現在は特に決まりはない状態です。

<古屋委員>

太陽光発電施設が増えている状況であり、様々な面で不安を感じることもあるので、人間の目から見えないように太陽光発電施設に影響がない樹木を植えたらいいのではないかと思います。韮崎市景観条例は建設課が担当ということですが、連携して、良い方向に動いてもらいたいと考えます。

<議 長>

他に質疑がありますか？

<上野委員>

申請番号1番について、申請面積が0.27㎡とありますが、農地全体の5,058㎡に対する支柱部分の面積にしては、少な過ぎると思えますが、見解をお願いします。

<事務局>

支柱部分の面積についてのご質問ですが、申請番号1番については、76mmの円柱が56本と110mmの円柱が1本ありまして、合計で0.27㎡の申請となります。また、申請番号4番については、350mmのコンクリート基礎が84ヶ所あり、8.09㎡の申請となります。

<上野委員>

太陽光発電施設で災害が起こった場合、どうするのですか？

<事務局>

太陽光発電施設の設置者は、太陽光パネルや施設に保険をかけており、その保険等による対応をいたします。

<上野委員>

太陽光発電施設設置に伴う所有権移転の申請の場合、許可後に農業委員会は指導等を行わないのですか？

<事務局>

一般の太陽光発電施設設置の申請に関しましては、農地転用により所有権の移転がされ、その後、現況確認証明により登記地目が雑種地となります。太陽光発電施設の設置については、経済産業省の指導の元、所有者や設置者が責任を持って管理していくことになります。

<議長>

その他に質疑がありますか。

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番から8番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

<事務局>

議案集の5ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：畑、作物：野菜、期間：10年3ヶ月です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）利用目的：畑、作物：野菜、期間：10年3ヶ月です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第3号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号についてご説明いたします。「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」が2件です。議案集は8ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は岩下樋の木他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は穂坂町宮久保三百水、相続による所有権移転の申請であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（その他の件について、事務局より説明）

質疑等ございますか？

（質疑なし）

<事務局長>

小澤職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

<職務代理>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和3年8月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小倉 利仁

○書記：越石 早織